

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和4年1月27日

徳島県知事 殿

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字宮下61
つるぎ町商工会
会長 阿佐 哲也

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3
つるぎ町長 兼西 茂

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：近藤 浩明

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の災害リスク

1) 地域の概要・立地

つるぎ町は平成17年3月1日に美馬郡内の2町1村(「貞光町」、「半田町」、「一宇村」)が新設合併して誕生。徳島県の西部地域、吉野川の中流域南岸に位置し、美馬市・三好市・東みよし町に接している。

町の面積は、194.80km²あるがそのうち山林が83%を占め、南北に流れる貞光川と半田川、北部を西から東に流れる吉野川によって形成された狭小な平野部に総人口8,190人(令和3年11月末現在)の6割が集中している。この平野部から標高1,955mの剣山まで一気に駆け上る急峻な地形のため、瀬戸内気候(温暖乾燥)と呼ばれる温暖な気候から、山岳気候(冷涼湿潤)の東北地方や北海道南部と同じような気候が存在し、多様で豊かな植生を持つ自然豊かな土地となっている。



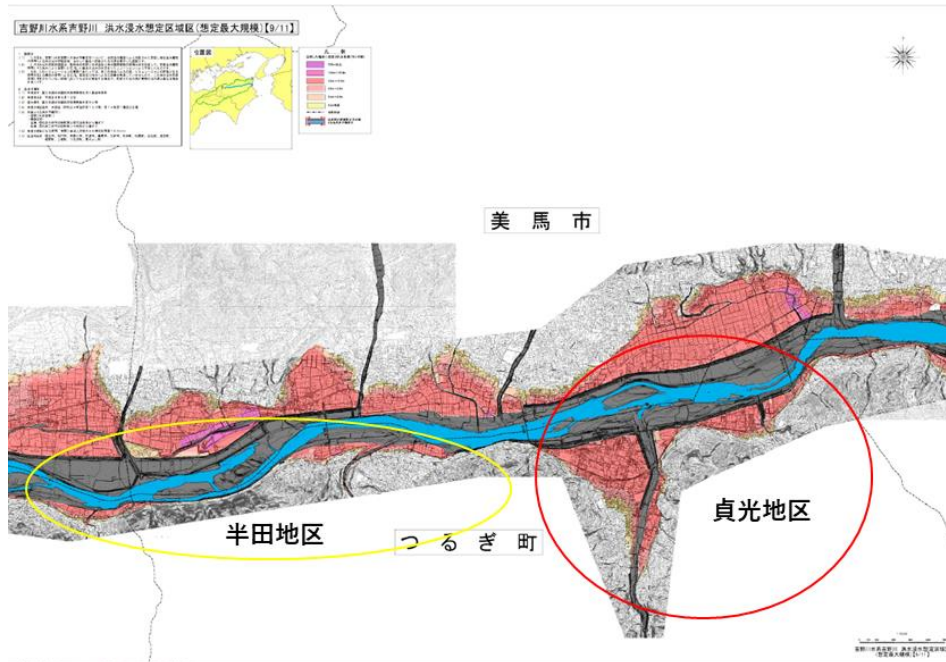
2) 想定される地域の災害リスク

①洪水：つるぎ町防災ハザードマップ

<https://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/hazardmap/index.html>

ハザードマップによると、想定最大規模での吉野川洪水浸水が発生した場合、貞光地域では商工業者の多くが立地する平野部の9割が浸水、特に小売業を中心に多くの事業所が立地する商業地区である国道192号線・438号線、県道126号線沿いはすべて浸水想定区域に該当しており、最大5m～10mの浸水が想定されているエリアがほとんどである。半田地域では吉野川と国道192号の間に立地する事業所のエリアで最大5m～10mの浸水が想定されている。

吉野川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



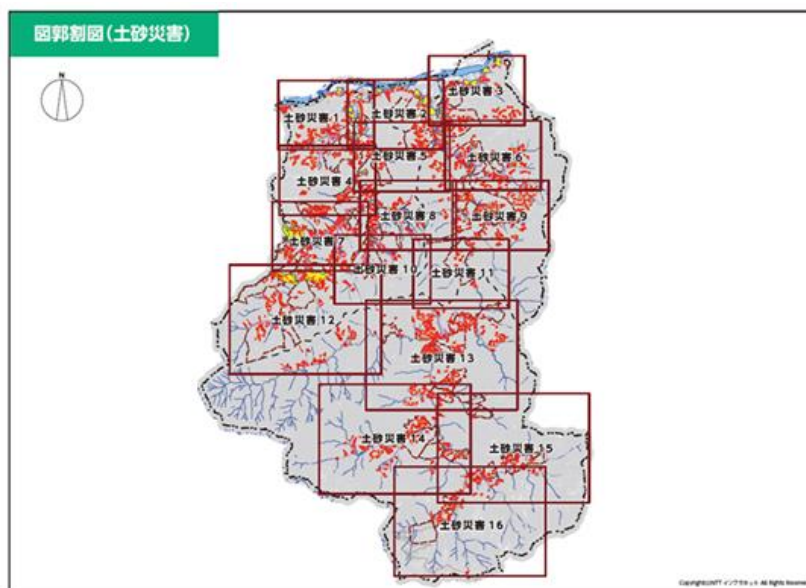
(国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所作成)

②土砂災害：つるぎ町防災ハザードマップ

<https://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/hazardmap/index.html>

山間地に位置するつるぎ町は、県内他市町村と比較するとこれまでに大規模な土砂災害に見舞われてはいないが、急峻な地形に脆弱な地質に加え台風常襲地帯であることや近年の地球規模の異常気象により、いつ大規模土砂災害が発生してもおかしくない状況である。

ハザードマップによると、平野地の山際のほか、貞光川・半田川に沿って横並びに集落が点在する山間部も土砂災害警戒区域となっている。山間部集落の生活を担う商工業者が警戒区域内に点在しているが、土砂災害によりインフラが完全遮断されるリスクがある。



(出典：つるぎ町防災ハザードマップ)

③地震：つるぎ町防災ハザードマップ・J-SHIS

つるぎ町に大きな被害を与える地震として、南海トラフ巨大地震及び中央構造線断層帯による直下型地震が想定される。

前回発生から70年が経過し、地震調査委員会で今後30年以内にM8以上で発生する確率が80%とされている南海トラフ巨大地震の発生により全町域で震度6弱以上となることが予測されている。また、吉野川北岸を中心に甚大な被害が予想される中央構造線断層地震では震度5弱以上となっている。両地震において、貞光地区の平野地では震度6強の予想がされており、加えて液状化危険度が高い地域とされている。つるぎ町の限られた平野地の中で最も広域であることから多くの住民が暮らし、商工業者も多く立地していることから、地震のリスクが多く町の住民に影響を与えると考えられる。また、両地震における被災直後の主要な被害想定（H25・H29徳島県公表）は以下の通りである。

	南海トラフ巨大地震	中央構造線断層地震
建物全壊・焼失数 ※つるぎ町の全建物棟数 5,677棟 (H29年度時点)	160棟	200棟
建物半倒壊数	1,100棟	890棟
負傷者数	120～180名	120～170名
断水人口 ※つるぎ町の給水人口 8,400名 (H29年度時点)	6,700名 (断水率80%)	6,500名 (断水率77%)
停電件数 ※つるぎ町の電灯件数 6,700名 (H29年度時点)	5,700件 (停電率85%)	4,700件 (停電率70%)
固定電話不通回線数 ※つるぎ町の回線数 870回線 (H29年度時点)	740回 (普通率85%)	610回 (普通率70%)
避難者数	<ul style="list-style-type: none"> ・警報解除後当日 530名 ・1週間後 1,300名 ・1か月後 890名 	<ul style="list-style-type: none"> ・警報解除後当日 720名 ・1週間後 1,400名 ・1か月後 1,000名

④その他

つるぎ町の地質は、三波川帯に属しており緑色片岩、石英片岩、黒色片岩、砂岩片岩等よりなる。三波川帯には地すべり地が多く、本町においても地すべり地が密集している。

気候面においては、標高が海拔48.3m（小山北）から、1,848.5m（矢筈山）と高低差が著しいため、条件も異なるが、年間平均気温15.7℃（穴吹気象観測所）、年間降雨量2,661mm（半田気象観測所）と比較的温暖多雨であり、6月下旬から10月には台風、集中豪雨等により、大きな被害を受けることもある。また、平成26年12月には、大雪により山間部を中心に孤立集落の発生など大きな被害を受け、災害救助法適用市町村となるなど、大雪被害を受けることもある。

⑤感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、つるぎ町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。特に高齢化率が4割超である本町においては、感染症リスクの高い町民が多い。

また、商工業者への影響として、人の動きが鈍くなることにより経済活動が停滞するため、経済的体力のない事業所においては事業縮小、廃業、倒産のリスクが非常に高まる。

(2) 商工業者の状況 (令和3年4月1日現在の本会独自調査による)

- ・商工業者等数：404
- ・小規模事業者数：362

【内訳】

業種	商工業者数	備考
建設業	69	町内各地に点在している。
製造業	65	貞光地区では吉野川に隣接する工業団地に立地 半田地区では特産品の半田そうめんの製造業者が多く、山間地河川沿いに立地する事業所も多い
卸・小売業	103	貞光地区に多く、浸水・地震リスクの高い平野地に立地している 山間地集落にも点在
飲食・サービス業	133	貞光地区に多く、浸水・地震リスクの高い平野地に立地している 山間地集落にも点在
その他	34	
合計	404	

(3) これまでの取組

1) つるぎ町の取組

①防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定に基づき、町民の生命や身体、財産を自然災害等から守るため、防災に関する業務や対策などを定めた「つるぎ町地域防災計画（令和3年2月改定）」を策定。また、国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、行政運営の指針となるつるぎ町総合計画との整合・調和を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となる「つるぎ町国土強靱化地域計画」を令和2年3月に策定した。

②防災訓練の実施

平成20年度より年2回、消防庁、気象庁が都道府県及び市町村と連携し、緊急地震速報の全国的な訓練を実施。地域住民にもできる限り身を守る動作や避難行動を伴う実践的な訓練の実施を働きかけている。

③つるぎ町防災ハザードマップの作成・配布

徳島県が公表している土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、貞光川洪水浸水想定区域、国が公表している吉野川洪水浸水想定区域などの情報をもとに作成。ハザードマップには、洪水の浸水範囲と浸水の深さ、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾー

ン)、指定避難所及び指定緊急避難場所の位置等のほか、各種災害ごとの対策方法等を掲載、町内全戸に配布し地域住民に災害時の備えを呼びかけた。

④防災備品の備蓄・点検

つるぎ町では(1)水防用備品、資材、器材及び水防倉庫 (2)消防用資器材及び施設 (3)救助用備蓄資材、器材等 (4)医療、助産及び防疫に要する資材・器材及び薬剤 (5)備蓄食糧 (6)衣料生活必需品 (7)その他災害救助に必要なもの について町内各所に適切に配備し、有事の際に備えるとともに定期的な点検を実施している。

また、地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄について呼びかけを実施している。

2) つるぎ町商工会の取組

①事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

中小企業におけるBCP(事業継続計画)の策定・運用のさらなる普及促進を図るため、「中小企業BCP策定運用指針」や中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する「事業継続力強化計画」について、会員事業所向けにパンフレットを送付、併せて巡回時に計画策定の詳細について周知を図った。

②BCP策定及び事業継続力強化計画策定に向けた支援

会員事業所のBCP及び事業継続力強化計画の策定において、必要な知識・情報を提供、また必要に応じて個別に専門家派遣を実施し申請から認定までを支援するとともに、計画の遂行状況確認を実施した。なお、これまでに策定した事業所数は以下の通り。

BCP：2事業所

事業継続力強化計画(認定済み)：6事業所

③地震保険、水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

会員向けにパンフレットを送付するとともに、BCP及び事業継続力強化計画の策定支援時にリスクファイナンス対策として活用できる保険制度の情報提供を実施した。

II. 課 題

①事業者の災害リスクに対する認識・危機感の不足

これまでBCP及び事業継続力強化計画の周知および策定支援を推進してきたが、事業規模や業種・業態によって事業所の災害リスクにおける認識に差があり、計画策定の必要性についての理解が進まないため策定が進まない状況である。また、被災時のリスクファイナンスに対する認識が希薄である。

②町・商工会との連携・協力体制に関するマニュアルの未整備

地域防災計画において町と商工会の緊急時の連携・協力することとなっているが、現状は具体的な連携方法が不明確であり、実際に被災した時に迅速な連携対応を行うことが困難であると思われる。地域防災計画に則った具体的な連携対応を記載したマニュアルを整備する必要がある。

③支援体制の未構築

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足しており、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。また、土日・祝祭日に被災した場合、職員が町外から通勤しているため参集に時間を要する可能性が高い。加えて、緊急時における応急対応や復旧・復興対応については、これまで具体的なマニュアル整備をしておらず、支援体制が未構築の状況である。商工会本所・支所間での連絡不通となった際にも迅速かつ的確な対応を行うため、本会内での災害対応を明確にしたマニュアル整備が必要である。

Ⅲ. 目 標

つるぎ町地域防災計画に基づき、近々に発生しうる大規模自然災害に備え、事業者に対する自然災害からの迅速な復旧対策について、町、商工会が連携して取り組むこととし、地域内小規模事業者が災害発生後も経済活動を継続することを目標として次の取り組みを行う。

①BCP及び事業継続力強化計画策定支援の実施

地域内小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を周知するとともに、災害リスク軽減のための保険・共済の加入推奨及び見直し相談等を実施し事前対策を推進する。また、事業継続、再開のため災害時に実行すべき項目を整理し運用するために、BCP策定の入口として中小企業庁が作成したBCP策定運用指針の入門コース策定を支援し、更に事業継続力強化計画作成・認定・運用に繋げる。

各計画策定目標

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
BCP（入門コース）	3社	3社	3社	3社	3社
事業継続力強化計画	3社	3社	3社	3社	3社
BCP	－	－	－	1社	1社

②発災時における報告情報共有ルートの確立

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、つるぎ町商工会とつるぎ町の間における被害情報報告・情報共有ルートを構築する。また、各地区においての被害状況把握を円滑に行うため、役職員の連絡網の作成・管理を行い、被害状況報告ルートを構築する。

③応急・復興支援実施のための連携体制整備

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、商工会内部における職員の業務実施体制、役職員の連絡体制、関係各機関との連携体制を平時から構築する。

また域内において感染症発生時（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」の4段階に細分化）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

Ⅳ. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

つるぎ町商工会とつるぎ町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1. 事前の対策】

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、つるぎ町防災ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ホームページへの掲載、パンフレット送付等により国・県の施策紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や共済の概要、BCP策定・運用に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（入門コース）の策定による実効性のある取組の推進や、事業継続力強化計画や徳島県版BCP認定の取得や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・連携損保会社や中小企業診断士等専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年9月に「つるぎ町商工会事業継続計画」の作成を行った。

3) 関係団体等との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社他全国商工会連合会との協定による専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナーの共催等、連携して事前防災対策を進めるとともに、人材育成やノウハウ構築に取り組む。

4) フォローアップ

- ・BCP、事業継続力強化計画策定事業所に対し、計画運用状況や見直し状況の確認を実施する。
- ・つるぎ町商工会・つるぎ町で本計画遂行に係る協議会を開催し、有事の際の連携対応の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲I. 現状(1)地域の災害リスクに記載の災害が発生したと仮定し、避難経路の確認、役員・つるぎ町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

【2. 発災後の対策】

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に各自、自身と家族の安否確認を行い、役職員間で非常時連絡網やSNS、通信が繋がりにくい状況では災害伝言ダイヤル「171」を利用し、安否連絡や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）について連絡をする。また、安否確認結果や大まかな被害状況について役職員で共有すると同時に、使用可能な連絡手段で関係団体へ速やかに連絡する。

連絡関係団体：つるぎ町産業経済課（0883-62-3114）

徳島県商工労働観光部商工政策課（088-621-2322）

徳島県商工会連合会（088-623-2014）

- ・安否確認後、職員召集の可否を確認し、職員参集後は次の非常時優先業務について町と協議する。

①緊急相談窓口の設置・相談業務

②被害調査・経営課題の把握

③復興支援策活用の業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保及び事務所、ライフラインの確保が必要なため、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを町と整備する。

・感染症については、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、つるぎ町における感染症対策本部設置に基づきつるぎ町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・つるぎ町商工会とつるぎ町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（例：在宅時豪雨のケース）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

徳島県商工会連合会、美馬市商工会、東みよし町商工会、三好市商工会に応援要請連絡を行う。

- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害状況確認は、つるぎ町役場担当課及び商工会役員と連携し実施する。道路状況等安全確認ができた場合は、町内を巡回し被害状況を確認する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、つるぎ町商工会とつるぎ町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	情報共有回数
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

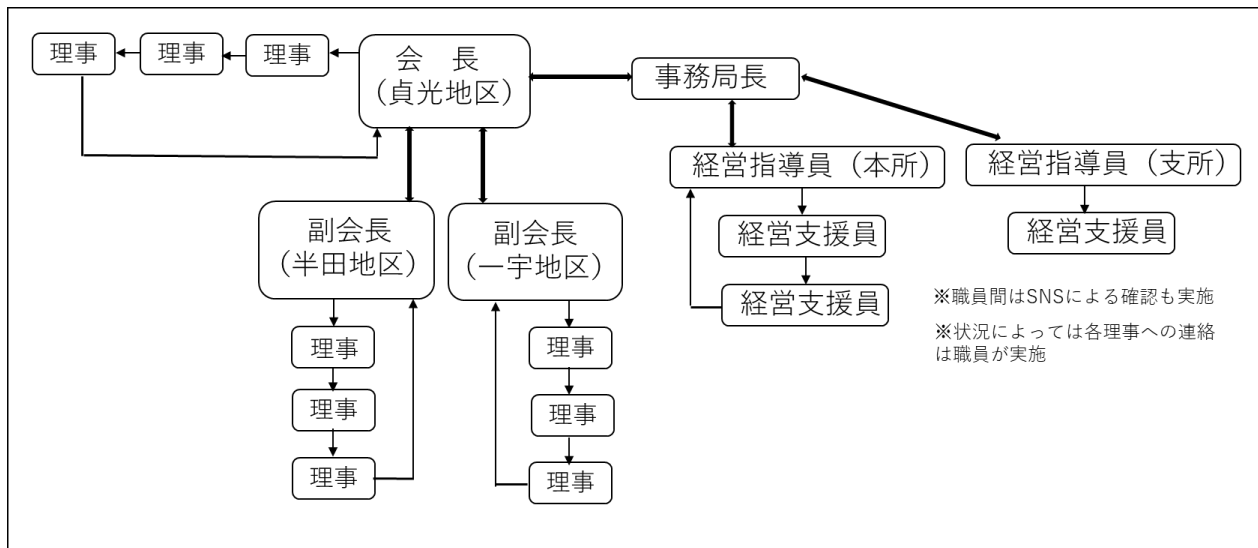
- ・新型インフルエンザ等感染症の対応については、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

【3. 発災時における指示命令系統・連絡体制】

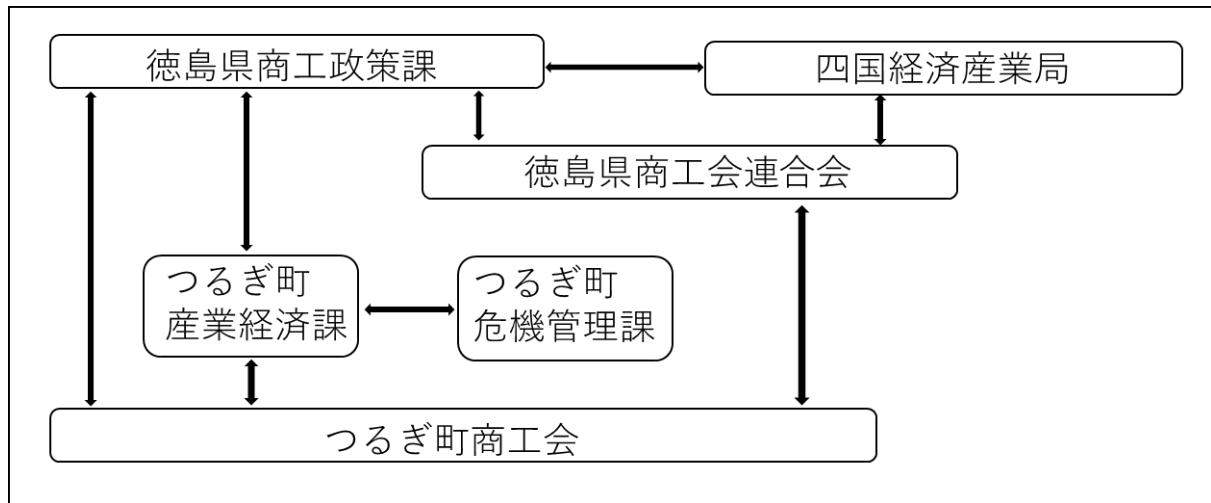
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・つるぎ町商工会とつるぎ町は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・つるぎ町商工会とつるぎ町が共有した情報を、県の指定する方法にて県へ報告する。並行してつるぎ町商工会は徳島県商工会連合会にも報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、つるぎ町商工会とつるぎ町が共有した情報を県の指定する方法にて県へ報告する。

※指揮・命令連絡体制図

つるぎ町商工会内部（安否確認）



つるぎ町商工会外部



【4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・つるぎ町商工会は相談窓口の開設方法について、つるぎ町と協議の上安全性が確認された場所において設置する。なお、国・県の依頼を受けた場合は、その要請に従い特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は、つるぎ町・日本政策金融公庫・提携損保会社・徳島県商工会連合会と連携して設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、以下の通り確認する。

段階	時期	被害調査の内容	確認方法
1	発災直後 ～2日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役職員を対象に緊急連絡網、SNS等により確認
		大まかな被害確認 (職員参集可否、居住地及び周辺被害状況)	役職員、被災エリア事業者を中心に携帯電話、SNS等により確認
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認 (事業用建物、設備関連等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問等により聞き取り
		間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料の調達状況、等)	
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、保険・共済請求手続き等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談により聞き取り
		間接被害の確認 (売上減少、経費増加、風評被害等)	

・応急時に有効な、国・県・町の被災事業者施策（災害復旧貸付、セーフティネット保証等）について、巡回訪問や窓口相談時に地区内小規模事業者等へ周知する。併せて各施策活用における各種書類作成等を支援する。

【5. 地区内小規模事業者に対する復興支援】

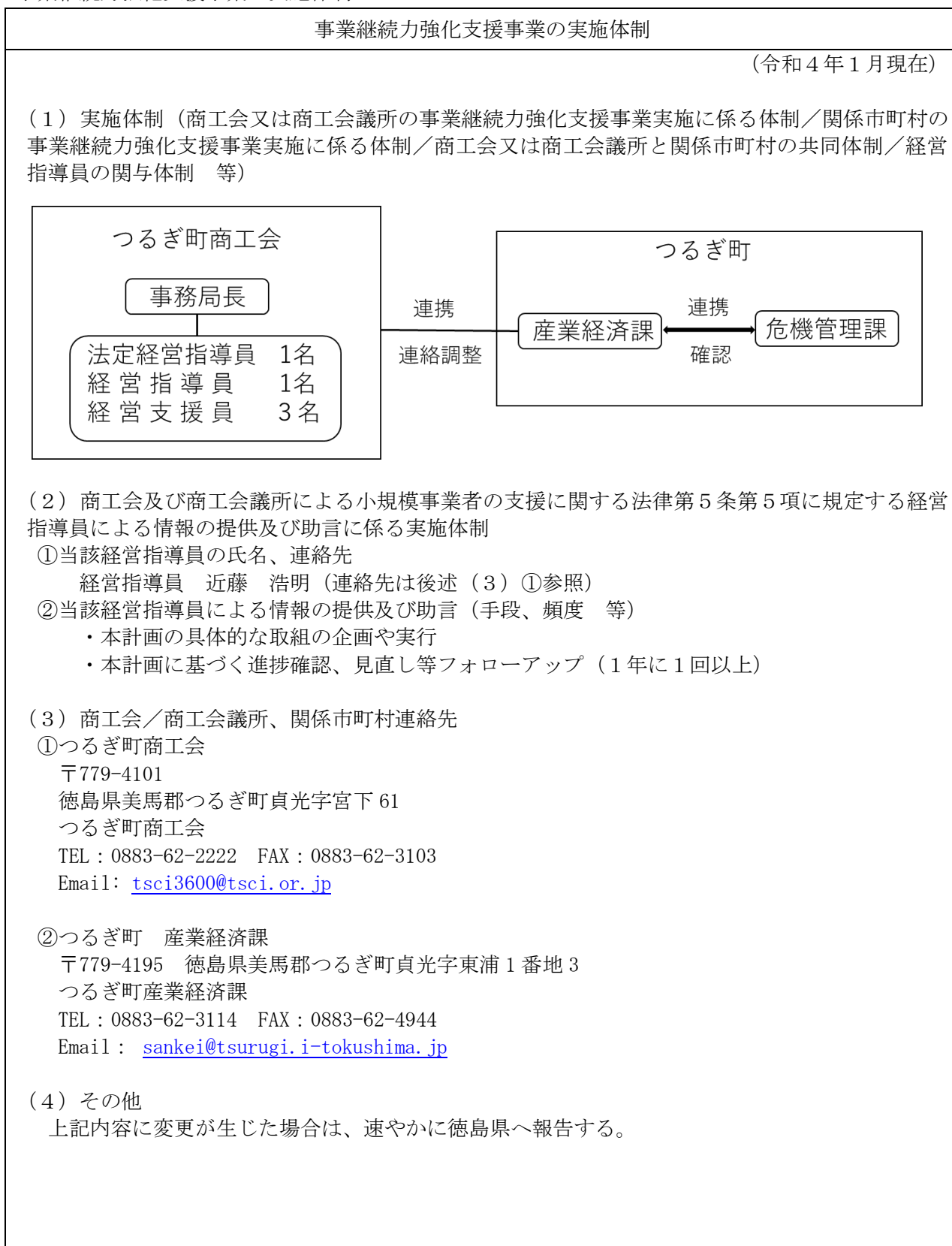
- ・国や徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を徳島県、徳島県商工会連合会等に相談する。
- ・被災後の各種支援制度（融資制度、補助金・助成金制度等）について情報収集を行い、管内小規模事業者への巡回訪問、窓口相談時に情報提供するとともに、施策活用支援を実施する。

(3) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③